




平成31年1月10日

館林市長 須藤和臣様

館林市特別職報酬等審議会
会長 河本 榮一 

特別職の報酬等について（答申）

平成30年11月6日に貴職から意見を求められた標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり決定しましたので答申します。

記

1 はじめに

館林市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）は、平成30年11月6日、須藤市長から、「市長、副市長及び教育長の給料の額について」及び「市議会議員の議員報酬の額について」の諮問を受けました。

また、市長、副市長及び教育長の退職手当については、審議会条例では諮問事項となっておりませんが、給料月額と密接に関連があることから検討事項として併せて市長から意見を求められました。

審議会では、この諮問を受けて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の職務・職責、群馬県内の自治体や全国類似団体との比較、市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に勘案し、慎重に審議を行いました。

2 諮問事項への答申

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

役職	給料月額
市長	890,000 円
副市長	756,500 円
教育長	667,500 円

(2) 市議会議員の議員報酬の額について

役職	報酬月額
議長	470,000 円
副議長	420,000 円
議員	390,000 円

3 検討事項への答申

- ・市長、副市長及び教育長の退職手当の額について

退職手当の額については、直接影響する支給割合を改定する

役職	支給割合
市長	100 分の 45
副市長	100 分の 30
教育長	100 分の 25

4 審議会の内容について

委員各々の専門的かつ市民の立場から給料等が現在の額や率となった経緯、本市の財政状況及び今後の人口減少社会における市民への理解等を踏まえ、慎重かつ率直な意見を交わした結果、以下のとおりとなりました。

審議会は、平成8年に開催して以来であり、また、市長、副市長及び教育長の給料については、現在の特例条例による減額措置が平成31年4月25日に期限を迎え、特例条例等による減額措置を実施している自治体が、群馬県内の12市では本市を含めて2市のみという現状であることから、特例条例による減額を廃止し、適正な給料を決定していく必要があるという結論に至りました。

これを受け、条例本則の給料額を群馬県内の12市や近隣の自治体及び全国類似団体の額等と比較検討した中で、減額改定としました。

議員報酬については、他の自治体と比較して低い水準ではないことから現状維持という意見もある中で、議員定数を削減していることや議長及び副議長は職責による公務を考慮する余地があるという意見などを踏まえて、審議した結果、増額改定としました。

また、検討事項とされておりました市長、副市長及び教育長の退職手当については、条例本則の支給割合では高く、条例附則の支給割合では低いため、条例本則の支給割合を引き下げる改定としました。